

(目的)

第 1 条 本会の実践研究発表会において発表された中から、優れた報告を日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会分科会に推薦するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 本会の会員であり、実践研究発表会において報告を行った会員 1 名であること。

2 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会分科会に応募する、当該開催月の前年度に実践研究発表会で発表された報告であること。

(選考委員会)

第 3 条 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会へ発表者を推薦するため、選考委員会を設ける。

2 選考委員会委員長（以下「委員長」という。）は、実践研究委員会委員長が兼務する。

3 選考委員会委員（以下「委員」という。）は、実践研究委員会が兼務する。

(選考基準)

第 4 条 推薦する報告の審査に当たっては、報告内容の独創性、学術・技術上の寄与と研究の発展性、努力度を考慮する。

(選考方法)

第 5 条 委員は当該年度の実践研究発表会の中から推薦報告を選考し、報告者の申込意向を確認する。

2 選考委員会で協議のうえ、委員長が日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会分科会推薦書を作成し、岩手県社会福祉士会会長（以下「会長」という。）へ提出する。

3 会長は、選考委員会からの推薦書に基づき、推薦の可否を決定する。

(費用負担)

第 6 条 本会からの推薦を受けた者は、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会分科会の参加に伴い、開催地までの往復交通費実費分を支給する。

(不採用)

第 7 条 本会から推薦した者で、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の応募が不採用となった場合、その時点で推薦の処理は終了とする。

(規定の改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、選考委員会の決議を経た上で、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1 この規定は、2021 年 1 月 16 日から施行する。